



## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本PVプランナー協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(理念)

第 3 条 私たちはPVプランナー（※1）・PVシステムインテグレーター（※2）の育成を行い太陽光発電の健全な市場発展に努めます。

（※1）住宅用太陽光発電の販売・施工ができる。

（※2）産業用太陽光発電の最適なシステム構成・販売・設計ができる。

(目的)

第 4 条 当法人は、本協会の理念に則り、太陽光発電事業を健全に発展させることを目的とする。

(事業)

第 5 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 太陽光発電システムの販売、施工、その他の太陽光発電に関する研修の企画・運営。
- (2) 太陽光発電及び自然エネルギーに関する業界情報・商品情報・技術情報等各種情報の収集提供。
- (3) 太陽光発電及び自然エネルギーに関する会員相互の交流及び関係機関・団体等との連携の促進。
- (4) 太陽光発電及び自然エネルギーに関する会員顧客に対する会員相互のアフターサービスの確立。
- (5) 太陽光発電及び自然エネルギーに関する公益性のある事業に対する技術等の支援。
- (6) 太陽光発電及び自然エネルギーに関する広報・啓蒙活動。
- (7) 太陽光発電及び自然エネルギーに関する事業者及び消費者に対する相談等の業務。
- (8) 太陽光発電及び自然エネルギーに関するCO<sub>2</sub>排出権取得及びグリーン電力に関わる事業。
- (9) 太陽光発電及び自然エネルギーに関する発電所等の設置事業。
- (10) 各種グッズや本協会の商標及びキャラクターの使用。
- (11) 各研修の受講者終了者に対する修了証及び本協会認定の「PVプランナーIDカード」の発行。
- (12) 本協会の賛助会員による本協会会員への商材提供の紹介。
- (13) 本協会会員同士による情報、施工の紹介。
- (14) その他当法人の目的を達するために必要な事業。

(公告)

第 6 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第 2 章 会員

(会員の資格)

第 7 条 当法人の理念に賛同し、目的達成のための活動に協力できる企業及び個人事業主とする。

(入会)

第 8 条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第 9 条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。  
2 会員は、別途に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・ 退会したとき。
- ・ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ・ 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- ・ 1年以上会費を滞納したとき。
- ・ 除名されたとき。
- ・ 総社員の同意があったとき。

(退会)

第 11 条 会員はいつでも退会することができる。ただし、退会届が受理された月の翌月末日を以て退会するものとする。

(除名)

第 12 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(会員名簿)

第 13 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(賛助会員の資格)

第14条 当法人の理念に賛同し、目的達成のための会員活動に協力できる企業および団体を主とする。

2 賛助会員の入会条件、経費等の負担等は規定に定め理事会の承認を得なければならない。

### 第3章 代議員及び社員

(代議員及び社員)

第15条 会員は、1エリアに1名から7名(定数は理事会で定める。)の代議員を選出し、その代議員をもって、当法人の法人法上の社員とする。

2 エリア割りは理事会において行う。

3 会員による代議員選挙を行うために必要な規定は、理事会において定める。

4 代議員は、会員の中から選出されることを要し、会員は、原則2名以上の会員による推薦をもって前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、選挙規定については前項に従うものとする。なお、1名の会員が推薦できる代議員は2名とする。

5 代議員が会員の資格を喪失した場合は、代議員の職を失うものとする。

6 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結のときまでとする。ただし、代議員が代議員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、社員たる地位を失わない(なお、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。)

7 代議員が欠けたとき又は、代議員の員数を欠くこととなるときは、補欠の代議員を選任することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了までとする。

8 補欠の代議員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員)につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 会員は、法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)

(5) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

#### 第4章 代議員総会

##### （代議員総会）

- 第16条 当法人の代議員総会は、第15条の代議員をもって組織する。
- 2 前項の代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。
  - 3 当法人の代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会とし、定時代議員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時代議員総会は、必要に応じて開催する。

##### （招集）

- 第17条 代議員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。
- 2 代議員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

##### （決議の方法）

- 第18条 代議員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席代議員の議決権の過半数をもってこれを行う。

##### （議決権）

- 第19条 各代議員は、各1個の議決権を有する。

##### （議長）

- 第20条 代議員総会の議長は、その代議員総会において、出席代議員の中から選出する。

##### （議事録）

- 第21条 代議員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、代議員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 第5章 役員等

##### （役員の設定等）

- 第22条 当法人に、次の役員を置く。
- 理事 3人以上20名以下。
  - 監事 1名以上3名以下。
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
  - 3 代表理事を理事長とし、理事のうち、5名以下を副理事長、3名以下を専務理事とし、1名を常務理事とする。

##### （選任等）

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名と配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(名誉会長及び名誉顧問)

第24条 当法人に、名誉会長及び名誉顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び名誉顧問は、理事長経験者及び学識経験者の中から、理事会において任期を定め選任できる。
- 3 名誉会長及び名誉顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

(理事等の職務)

第25条 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、当法人の業務を執行し、理事長に支障があるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は事務局を統括するとともに、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任

期の残存期間と同一とする。

- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、代議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ・ 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ・ 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ・ 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第6章 理事会等

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事役員会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事により構成される。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- ・ 当法人の業務執行の決定

- ・ 理事の職務の執行の監督
- ・ 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(議長)

第34条 理事会及び理事役員会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長に事故又は支障があるときは、副理事長、専務理事又は常務理事の順に従ってこれに代わる。

(招集)

第35条 理事会及び理事役員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により理事が理事会及び理事役員会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事役員会の決議は、前各項に順ずる。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 理事役員会の議事については、前各項に順ずる。

(理事会規定)

第38条 理事会及び理事役員会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規定による。

## 第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て代議員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、代議員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(計算書類等の定時代議員総会への提出等)

第41条 理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時代議員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については代議員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時代議員総会に報告しなければならない。

(計算書類の備置き)

第42条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時代議員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年8月31日までとする。

(設立時の役員等)

第44条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	竹内政隆
設立時理事	清水仁
設立時理事	城所博
設立時理事	大槻浩之
設立時理事	池田真樹
設立時理事	石丸貴樹
設立時理事	池上秀一
設立時理事	西島貞夫
設立時理事	林浩司
設立時理事	谷由加
設立時代表理事	竹内政隆
設立時監事	舟山大器

(理事の報酬)

第45条 設立時より当面の間、理事の報酬については、理事全員で年額3,000万円以内とし、その配分については理事会の決議において定める。

2 前項の定めは、必要に応じて、第28条により変更する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- |       |   |    |                     |
|-------|---|----|---------------------|
| 設立時社員 | 1 | 本店 | 秋田市新屋鳥木町1番46号       |
|       |   | 商号 | 光システム株式会社           |
|       | 2 | 本店 | 千葉県野田市上花輪1113番地の8   |
|       |   | 商号 | 株式会社ビル技研            |
|       | 3 | 本店 | 横浜市中区桜木町二丁目2番港陽ビル4階 |
|       |   | 商号 | 株式会社サステナ            |
|       | 4 | 本店 | 神戸市東灘区青木二丁目13番20号   |
|       |   | 商号 | 有限会社ボデーワークス         |
|       | 5 | 本店 | 岡山市北区庭瀬265番地12      |
|       |   | 商号 | 株式会社住まいるサポート        |
|       | 6 | 本店 | 長崎県佐世保市吉岡町1747番地2   |
|       |   | 商号 | 株式会社匠建R&E           |

(規定その他)

第47条 本定款に定めのない事項は規定その他を別に定める。規定その他及び変更は理事会の承認を得なければならない。

(法令の準拠)

第48条 本定款と規定その他に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

平成25年	3月22日	第22条	変更
平成26年	9月1日	第15条、第22条	変更
平成27年	2月20日	第2条	変更
平成27年	3月20日	第22条	変更
平成30年	10月26日	第14条、第22条、第23条、第24条、 第31条、	変更
		第24条、第34条追加し以後順次繰下げ	変更
令和3年	1月12日	第2条	変更

以上は、当法人の令和6年10月25日における定款に相違ありません。

一般社団法人日本PVプランナー協会

代表理事 森上 寿生